管理職であった店長代理の急性大動脈解離による死亡につき会社の責任が認められた事案

太陽家具百貨店事件

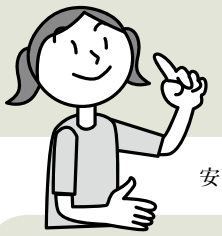

第1審 広島地裁呉支部 平成30年3月30日判決（労判1211−152）
第2審 広島高裁 平成31年3月7日判決（労判1211−137・本判決）

安西法律事務所　弁護士　木村恵子

きむら けいこ ● 安西法律事務所 所属。専門は労働法関係。近著は『実務の疑問に答える労働者派遣のトラブル防止と活用のポイント』（共著・日本法令）など。

本件は、管理監督者と位置づけられていた店長代理が、勤務中に急性大動脈解離により死亡したことにつき、会社の不法行為責任が認められた事案である。管理監督者のように、労働時間規制の対象外と会社が位置づけた者に対しても、労働時間の状況を把握して適切な管理することが求められていることを示唆する判決である。

1. 事案の概要

1）当事者等

（1）訴えた側（1審原告ら、2審被控訴人兼附帯控訴人ら）

訴えたのは死亡したKの遺族であるX1（配偶者）、X2（子）及びX3（子）（以下総じて「Xら」という）である。

2）訴えられた側（1審被告、2審控訴人兼附帯被控訴人）

訴えられたのはKの雇用主であった家具の販売等を業とする株式会社（以下「Y」という。）である。

3）事実関係の概要

（1）K（昭和32年生・男性）は、昭和55年4月H住宅に入社、その後I社に転職し稼働していたが、C型肝炎により平成21年に退職、C型肝炎の治療終了後の平成24年5月Yに入社しA店での勤務を開始した。

（2）Kは、平成24年5月頃、高血圧性心疾患及び狭心症を患った。その後、Kは高血圧性心疾患に関して、定期的にJ病院を受診して降圧治療を受けていた。

（3）KがYに入社の際に提出した履歴書には、C型肝炎以外の既往症の記載はなく、高血圧性心疾患に関して申告した事情もなかった。

（4）平成25年1月頃、A店店長であったBがくも膜下出血を発症して休業し、復帰後も店長業務を行うことは不可能であったところ、Kが店長業務を担当することを自ら申し出たため、YはKをA店の店長代理とした。

（5）Kは売上管理、接客販売、商品展示等の日常業務以外にA店独自の顧客へのダイレクトメール作成等を店舗の営業時間外にしていた。Kは文書全般の作成効率が著しく悪く、他の店長が1時間程度で作成する報告文書に半日を費やすこともあった。

（6）Yにおける従業員の労働時間管理はタイムカードで本社総務部が一括管理しており、各支店は毎月タイムカードを本社に送付し、総務ではタイムカードを点検し、勤務状況に異常があれば所属長と連絡をとり必要に応じて従業員に指導していた。

（7）Kの出退勤時間は、平成26年2月まではおおむね10時台の出勤であったものが、打刻時間が早まり、6時台、7時台も散見されるようになった。退勤時刻はおおむね20時台であった。

（8）総務部では、A店は売上が少ないので業務量も軽いものと認識していた。また、Kを管理監督者として残業手当支給対象外としていたため、Kの時間外労働時間を正確に把握することもしていなかった。

（9）Kは、平成26年8月○日21時頃、顧客に商品配達作業中に倒れ、急性大動脈解離により死亡した。

（10）Kの時間外労働時間は、死亡前第1月83時間27分、同第2月82時間49分、同第3月78時間40分、同第4月77時間34分、同第5月66時間24分、同第6月57時間53分であった[1)]。

（11）呉労働基準監督署は、Kの死亡に業務起因性を認め、遺族補償年金等の給付決定をした。

2. 1審判決の要旨

1審判決は、脳血管疾患及び虚血性心疾患等の労災認定基準[2)]を重視し、同基準に基づいて、Kの死亡に

業務起因性を認め、YはKの労働時間等が適正になるよう配慮する義務を怠ったとしてYの責任を認めた（ただし、Kの高血圧の既往につき30％の訴因減額を認めた）。

3. 本判決の要旨

本判決も、一審判決同様、以下のようにYの責任を認めた。

（1）因果関係について

労災認定基準を参考に、Kは発症前に長期間に渡り著しい疲労の蓄積をもたらす過重業務に従事したと認められること、業務以外に急性大動脈解離を引き起こし得る他の要因がないことから、業務に起因する過重負荷によってKの基礎疾患が自然経過を超えて著しく増悪し、急性大動脈解離を発症して死亡した❶として業務との因果関係を認めた。

（2）不法行為上の過失の有無について

「使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、…労働者の心身の健康を損なうことがないよう注意する義務を追う。❷」

「Yの労務管理担当者としては、Kや他のA店従業員に対し具体的な聴取りをするなどして、…より実態に即した労働時間の状況を把握すべきであったし、そのことにより、Kが疲労を過度に蓄積して心身の健康を損なう危険があることを認識することができた」その上で、Kに対する業務の効率化に向けた具体的な指示や人員体制の見直し等Kの業務軽減措置を講じる注意義務を負っていた❸。Yは「状況把握の努力もしておらず、Kの心身の健康の危険性を把握せず、Kの業務負担を軽減する措置も講じなかった。❹」Yは、Kについては、勤怠管理が十分であったとはいえず、注意義務に違反したものといわなければならない。

（3）損害額

損害額のうち逸失利益算定に関し、Kは管理監督者に該当しないとして、一定時間の時間外勤務手当を加算して算定した。

（4）訴因減額

高血圧と大動脈解離の関連を肯定した上で、Kが定期的通院で血圧をコントロールしていたこと等から、訴因減額は20％とした（X1には、約1,500万円、X2及びX3は各約1,000万円。）

ワンポイント解説

1．過重労働と脳・心臓疾患の発症との因果関係

脳・心臓疾患は、その発症の基礎となる動脈硬化等の血管病変等が、加齢等さまざまな要因により徐々に増悪して発症する特徴がある。そして、過重労働等の業務が、この自然経過を超えて疾病を増悪・発症させた場合に、業務と発症との間に相当因果関係が認められることになるが、この相当因果関係の判断にあたっては、労災保険制度の規準である労災認定基準が医学的・統計的根拠を踏まえて定められていることから、多くの裁判例[3]において同基準を「参考」にした判断がなされている。本判決も労災認定基準を参考に上記**下線❶**のように因果関係を肯定しており、従前の裁判例の傾向を踏襲したものといえよう。

2．管理監督者に対する労働時間の状況把握義務

本判決は、上記**下線❷**でいわゆる電通過労自殺事件[4]を参照し、使用者の基本的な注意義務を述べた上で、上記**下線❸**で具体的な労働時間の状況の把握方法及び具体的な措置の内容に言及して注意義務の内容を明確にし、その上で、上記下**線❹**の注意義務違反を認めた。本件では、Kは管理監督者として扱われ、自らの裁量で業務を遂行し得る一方で、労基法の労働時間管理規制の対象外と位置づけられていたがゆえに、Yの勤務実態把握が不十分となったことが窺われる。このような管理監督者の長時間労働を防止する観点から、令和元年4月に施行された改正労働安全衛生法は、使用者に対して、管理監督者を含めた「労働時間の状況の把握」[5]を義務づけた（同法66条の8の3、同規則52条の7の3第1項、第2項）。使用者は、管理監督者に対する労働時間管理も適正にする必要があることに留意すべきであろう。

1）1審では、死亡前第1月82時間、同第2月82時間、同第3月78時間、同第4月77時間、同第5月62時間、同第6月56時間と認定していた。
2）「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く）の認定基準について」（平成13年12月12日　基発第1063号）
3）竹やほか事件（津地裁　平成29年1月30日判決）、住友電工ツールネット事件（千葉地裁松戸支部　平成26年8月29日判決）、大庄ほか事件（大阪高裁 平成23年5月25日判決）等。
4）最高裁第2小法廷　平成12年3月24日判決
5）「労働時間の状況の把握」の方法としては、原則として、タイムカード、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間（ログインからログアウトまでの時間）の記録、事業者（事業者から労働時間の状況を管理する権限を委譲された者を含む。）の現認等の客観的な記録により、労働者の労働日ごとの出退勤時刻や入退室時刻の記録等を把握しなければならない（平成31年3月29日　基発0329第2号）とされていることにも留意すべきであろう。